

6. 振動調査結果

振動調査結果を次頁以降に示す。

調査対象： 環境振動

調査期間： 平成25年11月28日(木)8:00 ～ 平成25年11月29日(金)8:00

天 候： 晴れ

調査地点： No.1 建設予定地

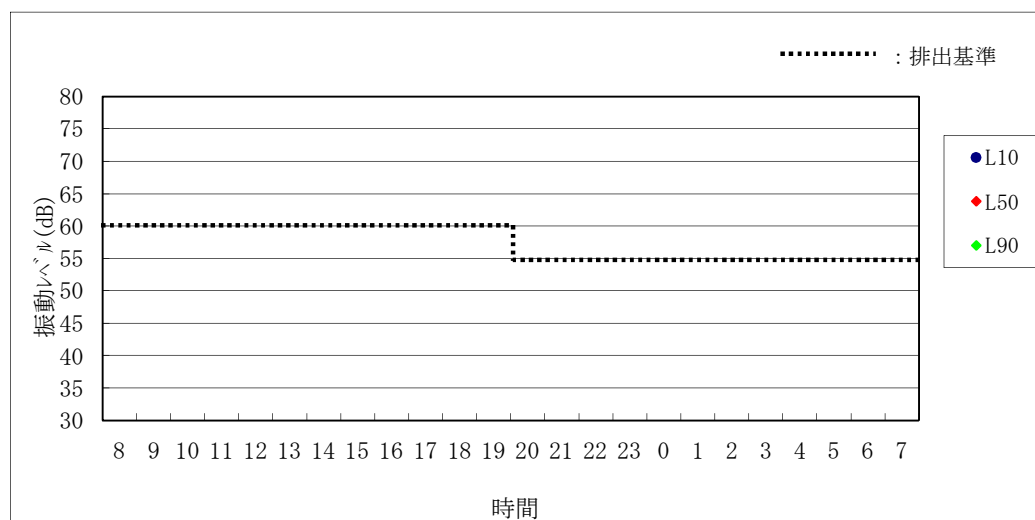
単位：dB

調査日	時間区分	時 間	時 間 率 振 動 レ ベ ル		
			L10	L50	L90
H25. 11. 28	昼間	8:00 ～ 9:00	<30	<30	<30
		9:00 ～ 10:00	<30	<30	<30
		10:00 ～ 11:00	<30	<30	<30
		11:00 ～ 12:00	<30	<30	<30
		12:00 ～ 13:00	<30	<30	<30
		13:00 ～ 14:00	<30	<30	<30
		14:00 ～ 15:00	<30	<30	<30
		15:00 ～ 16:00	<30	<30	<30
		16:00 ～ 17:00	<30	<30	<30
		17:00 ～ 18:00	<30	<30	<30
H25. 11. 29	夜間	18:00 ～ 19:00	<30	<30	<30
		19:00 ～ 20:00	<30	<30	<30
		20:00 ～ 21:00	<30	<30	<30
		21:00 ～ 22:00	<30	<30	<30
		22:00 ～ 23:00	<30	<30	<30
		23:00 ～ 0:00	<30	<30	<30
		0:00 ～ 1:00	<30	<30	<30
		1:00 ～ 2:00	<30	<30	<30
		2:00 ～ 3:00	<30	<30	<30
		3:00 ～ 4:00	<30	<30	<30
H25. 11. 29	夜間	4:00 ～ 5:00	<30	<30	<30
		5:00 ～ 6:00	<30	<30	<30
H25. 11. 29	夜間	6:00 ～ 7:00	<30	<30	<30
		7:00 ～ 8:00	<30	<30	<30
平均値		昼間 (8時～20時)	<30		
		夜間 (20時～8時)	<30		
振動に係る排出基準 (第1種区域)		昼間 (8時～20時)	60		
		夜間 (20時～8時)	55		

注1) 時間率振動レベルの各観測時間値及び平均値は、算術平均値である。なお、時間区分の全ての時間で「<30」の場合は「<30」とし、一部の時間帯が「<30」の場合は「<30」を30dBとして算出した。

注2) 測定下限値 (30dB) 未満の値については「<30」と示す。

注3) 和歌山県公害防止条例施行規則第7条に基づく第1種区域に該当する。



振動レベルの時間変化

調査対象： 道路交通振動
 調査期間： 平成25年11月28日(木)8:00 ～ 平成25年11月29日(金)8:00
 天 候： 晴れ
 調査地点： No.2 坊ヶ谷口

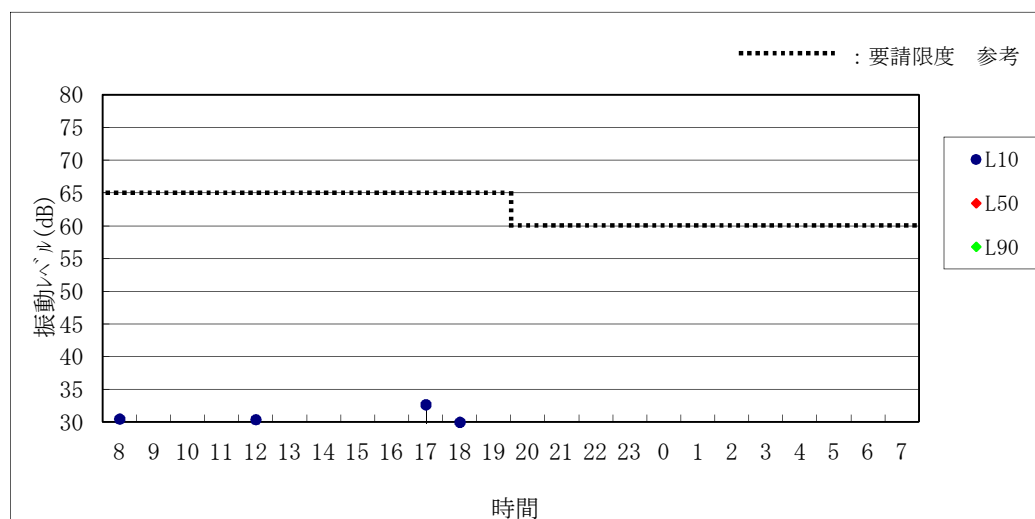
単位：dB

調査日	時間区分	時間	時間率振動レベル		
			L10	L50	L90
H25. 11. 28	昼間	8:00 ～ 9:00	31	<30	<30
		9:00 ～ 10:00	<30	<30	<30
		10:00 ～ 11:00	<30	<30	<30
		11:00 ～ 12:00	<30	<30	<30
		12:00 ～ 13:00	30	<30	<30
		13:00 ～ 14:00	<30	<30	<30
		14:00 ～ 15:00	<30	<30	<30
		15:00 ～ 16:00	<30	<30	<30
		16:00 ～ 17:00	<30	<30	<30
		17:00 ～ 18:00	33	<30	<30
H25. 11. 29	夜間	18:00 ～ 19:00	30	<30	<30
		19:00 ～ 20:00	<30	<30	<30
		20:00 ～ 21:00	<30	<30	<30
		21:00 ～ 22:00	<30	<30	<30
		22:00 ～ 23:00	<30	<30	<30
		23:00 ～ 0:00	<30	<30	<30
		0:00 ～ 1:00	<30	<30	<30
		1:00 ～ 2:00	<30	<30	<30
		2:00 ～ 3:00	<30	<30	<30
		3:00 ～ 4:00	<30	<30	<30
平均値		昼間 (8時～20時)	30		
		夜間 (20時～8時)	<30		
要請限度 参考 (第1種区域)		昼間 (8時～20時)	65		
		夜間 (20時～8時)	60		

注1) 時間率振動レベルの各観測時間値及び平均値は、算術平均値である。なお、時間区分の全ての時間で「<30」の場合は「<30」とし、一部の時間帯が「<30」の場合は「<30」を30dBとして算出した。

注2) 測定下限値 (30dB) 未満の値については「<30」と示す。

注3) 振動規制法に基づく指定地域に該当しないが、参考として「第1種区域」の基準値を示した。



振動レベルの時間変化

調査対象： 道路交通振動

調査期間： 平成25年11月28日(木)8:00 ～ 平成25年11月29日(金)8:00

天 候： 晴れ

調査地点： No.3 市道明洋団地古町線

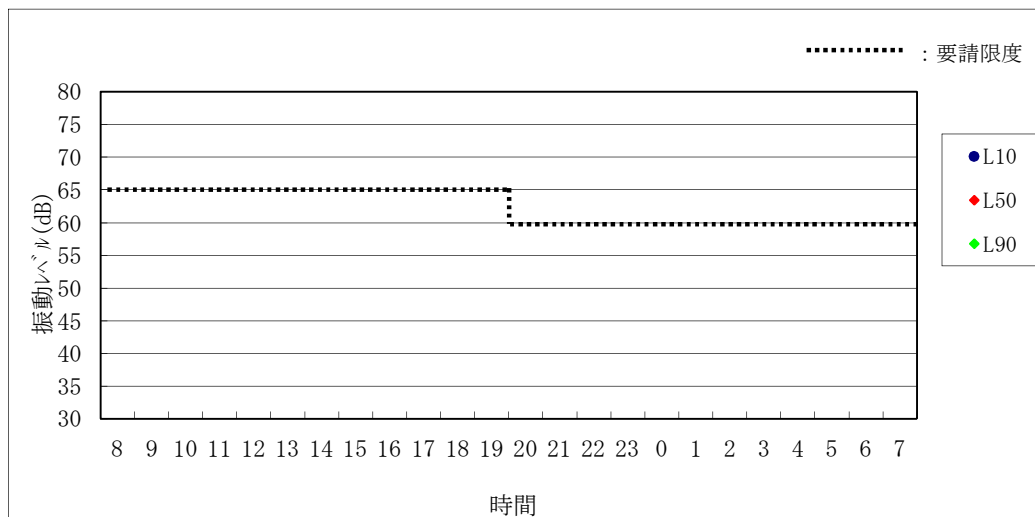
単位：dB

調査日	時間区分	時間	時間率振動レベル		
			L10	L50	L90
H25. 11. 28	昼間	8:00 ～ 9:00	<30	<30	<30
		9:00 ～ 10:00	<30	<30	<30
		10:00 ～ 11:00	<30	<30	<30
		11:00 ～ 12:00	<30	<30	<30
		12:00 ～ 13:00	<30	<30	<30
		13:00 ～ 14:00	<30	<30	<30
		14:00 ～ 15:00	<30	<30	<30
		15:00 ～ 16:00	<30	<30	<30
		16:00 ～ 17:00	<30	<30	<30
		17:00 ～ 18:00	<30	<30	<30
		18:00 ～ 19:00	<30	<30	<30
H25. 11. 29	夜間	19:00 ～ 20:00	<30	<30	<30
		20:00 ～ 21:00	<30	<30	<30
		21:00 ～ 22:00	<30	<30	<30
		22:00 ～ 23:00	<30	<30	<30
		23:00 ～ 0:00	<30	<30	<30
		0:00 ～ 1:00	<30	<30	<30
		1:00 ～ 2:00	<30	<30	<30
		2:00 ～ 3:00	<30	<30	<30
		3:00 ～ 4:00	<30	<30	<30
		4:00 ～ 5:00	<30	<30	<30
		5:00 ～ 6:00	<30	<30	<30
6:00 ～ 7:00	<30	<30	<30		
7:00 ～ 8:00	<30	<30	<30		
平均値	昼間 (8時～20時)	<30			
	夜間 (20時～8時)	<30			
要請限度 (第1種区域)	昼間 (8時～20時)	65			
	夜間 (20時～8時)	60			

注1) 時間率振動レベルの各観測時間値及び平均値は、算術平均値である。なお、時間区分の全ての時間で「<30」の場合は「<30」とし、一部の時間帯が「<30」の場合は「<30」を30dBとして算出した。

注2) 測定下限値 (30dB) 未満の値については「<30」と示す。

注3) 振動規制法に基づく第1種区域に該当する。



振動レベルの時間変化

参考 振動の目安



資料：三重の環境ホームページ